

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）

（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p><u>ク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。</u></p> <p>ハ <u>合同で開催する回数が、1 年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。</u></p> <p>ニ <u>②の外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独で開催すること。</u></p> <p>②～④ （略）</p> <p>⑤ 同条第 4 項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する高齢者に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、<u>第 3 条の 8 の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないこと</u>を定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて市町村が条例等を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。</p> <p>(27) ～ (29) （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>二 夜間対応型訪問介護</p> <p>1 （略）</p> <p>2 人員に関する基準</p> <p>(1) 訪問介護員等の員数（基準第 6 条）</p> <p>① オペレーションセンター従業者</p> <p>イ オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員でなければならない。ただし、当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーターとの緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として<u>1 年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修 2 級修了者）</u>は、<u>3 年以上</u> 従事した者をオペレーターとして充てることができることとしている。この場合、「<u>1 年以上（3 年以上）</u> 従事」とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間を通算したものであること。</p> <p>ロ～ホ （略）</p> <p>② （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>二の二 地域密着型通所介護</p>	<p>②～④ （略）</p> <p>⑤ 同条第 4 項は、<u>大規模な</u>高齢者向け集合住宅と同一の建物に所在する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が当該集合住宅に居住する高齢者に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、<u>地域包括ケア推進の観点から地域の利用者にもサービス提供を行うことに努めるよう</u>定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて市町村が条例等を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。</p> <p>(27) ～ (29) （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>二 夜間対応型訪問介護</p> <p>1 （略）</p> <p>2 人員に関する基準</p> <p>(1) 訪問介護員等の員数（基準第 6 条）</p> <p>① オペレーションセンター従業者</p> <p>イ オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員でなければならない。ただし、当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーターとの緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として<u>3 年以上</u> 従事した者をオペレーターとして充てることができることとしている。この場合、「<u>3 年以上</u> 従事」とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間を通算したものであること。</p> <p>ロ～ホ （略）</p> <p>② （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>二の二 地域密着型通所介護</p>